

令和7年度第1回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時 令和7年10月23日（木）午後1時から同3時

場 所 京都府庁3号館 6階教育委員室
（京都市上京区下立売通西入藪ノ内町）

会議次第

1 開 会

2 説明事項

(1) 前回委員会（令和6年度第2回）の概要について

(2) 令和7年度京都府いじめ調査（1回目）の結果について

3 協議事項

(1) いじめ重大事態について（※非公開）

4 その他

5 閉 会

令和6年度第2回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 令和7年3月24日（月）午後3時～同5時
- 2 場 所 京都府教育庁3号館 教育委員室
- 3 出席者
【委員】 6名（欠席1）
【府教委】 教育監、学校教育課長、高校教育課長、特別支援教育課長 他
【傍聴者】 1名
- 4 概 要
1 開会
2 説明事項

(1) 前回委員会の概要について

※説明：配布資料参照、○は委員、●は事務局

(2) 令和6年度京都府いじめ調査（2回目）結果について**<主な意見>**

○担任のいじめに対する姿勢を伝える機会になるという点でも、いじめ防止策の1つとしてアンケートはとても大事だと考えている。そのため、アンケートの際に教員がどう説明するかが与える影響は大きいのではないかと。また、年2回のアンケートだけでなく、日常的に困ったことがあったかなどを聞き取っていくことが子どもたちの安心感につながっていく。

○未調査者へのアプローチについては、不登校児童生徒等とつながるチャンスでもあるが、一方で逆効果になってしまう場合も考えられるため、アプローチ方法等についても指導していくことが必要である。

○京都府の教職員向けハンドブックでは、いじめ調査実施上の留意点として事前の指導を行うことが記載されている。児童生徒がそこに記入しようと思えたり、記入はできなくても教員に伝えようと思えるための地ならしが重要である。その辺りについて、実際の学校現場での実践がどうなっているのか聞きたい。

○アンケートが実質的な中身になるためには、アンケートに書こうという動機づけが大事である。ハンドブックでは、事前の指導を行い、記入しやすい環境を整えるとあるが、アンケートをする前に説明する内容等は決まっているのか伺いたい。

- 京都府では、現状としてタブレット等によるアンケート実施率が低い。その背景には、紙でアンケートを取ることで、教員が回答の際の児童生徒の様子（記入したものの、答えを消す、悩んだ末に記入しなかったなど）を見ることができる、ということがある。しかし、近年、経験の浅い教員の増加により、これまでベテラン教員が当たり前に行ってきたことをどのように継承していくかが課題である。
- 京都府としては令和 6 年度いじめ調査の実施について概要に記載している内容を各学校に周知している。
また、アンケートそのもの以外に、アンケートを取った後、どのように活用していくのかが重要と考えている。各学校現場ではアンケート実施後に担任と児童生徒の二者で面談を行い、記載内容について掘り下げながら聞くなどの取組を行っている。聞き取った内容については担任だけでなく、学年や学校全体で共有していく体制がある程度構築されていると認識している。
- アンケートに記入しやすい環境という点で、ハンドブックのいじめの未然防止の部分では、未然防止の一番最初に、魅力ある学校づくり、学級経営が重要であると記載している。アンケートに安心して自分の思いを出すためには安全・安心な環境づくりが第一であり、今後も研修等を通じて強調していく。
- 高校の方でも調査の目的について学校に伝えた上で各学校が工夫しながら生徒に伝えている。流れとしては小中学校と同じように調査の後に必ず担任および学年の生徒指導部による聞き取りを行っている。
- 特別支援学校でも同様の形で工夫しながらアンケートを実施している。

○例えばアンケートの際に「いじめは絶対に許せない」と強調することは、回答が増えるのか、書くことに対するハードルが上がって回答が減るのか、アンケートに書けば面接されるとなると、回答は減るのか、などについては現場の先生方にしかわからない部分はあるが、その辺りの工夫や実践があれば今後共有していただくとともに、府としての発信も工夫していただきたい。

○認知件数がゼロだったり際立って低い数値を示したりしているところが、何を意味しているのか。指導ができていていじめがないのか、あるいは認知が弱いのかというあたりが、これだけでは見えてこない。全国的には認知率が低いところが、重大事態を引き起こしがちであるという傾向が見られる。また、小学校に比べて中学校ではかなり認知率が下がる傾向がある。認知件数が千人あたりで少ないところや、小学校から認知件数が減少した中学校に対して、どのような取組によって認知件数が減少してきたかをいい意味で確認していく必要がある。

○アンケートの回収方法や質問の内容なども含めて、児童生徒が自分の思いを書きやすい工夫をどのようにしているのか。

- アンケート用紙の回収については、基本的には担任が子どもたちの机上から 1 枚ずつ回収することが多い。
また、アンケート項目には「いじめをなくすためにどうすればよいと考えるか」などの項目もあり、いじめの被害や目撃したことを記入している子どもが周囲から見てわからないような形で府としての案を提示している。

○子どもたちは至近距離の中で学校生活を行っており、それを考えた時には封筒に入れて回収するなどの工夫も必要だと感じる。また、アンケート項目についても、アンケートの前半はいじめがあると答える子どもだけが回答する状況になっており、より多くの子どもが自分の状況や思いを出せるようにするためにはもう一段階工夫ができるのではないかと思う。

○未調査者の数がこの 2 年間で減ってきたということで、そこには学校現場の教員や各教育委員会の努力が表れていると感じている。しかし、一方で、まだまだ保護者とは会えるが子どもに会えないケースも含めて未調査者が存在している。教員の頑張りはありがたいが、教員の負担が大きくなりすぎるのも問題である。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の力、フリースクールなどの力を借りながら対応していく必要がある。

○文部科学省の調査などからも、子どもたちの状況の大変さが見て取れる。また、それに対応する教員も対応に困っている状況の中で色々と試行錯誤している。教員や学校が困った際、早い段階で対処について相談する相手として、各教育委員会で、専門家が助言してくれるなどの体制が必要である。

○府内の市町の中では、教育委員会や行政関係者、地域の方などが集まって、いじめ（疑いも含む）について検討会をしているケースもある。

3 協議事項

(1) 京都府におけるいじめの重大事態化防止の取組について

●京都府としては、いじめを早期に発見し、対応できているという視点から認知件数が多いことは肯定的に捉えている。一方で、いじめの重大事態については、一度起こってしまえば被害児童生徒やその保護者はもちろんのこと、関係児童生徒とその保護者、学校関係者、教育委員会関係者等、すべての方々にとって負担が大きいものである。令和 4 年 12 月に改訂された生徒指導提要にも、重大事態化しやすいケースが挙げられており、府としても重大事態化を防ぐために取り組んでできているところではあるが、いじめとして認知するかどうかなども含めて、まだ課題があると考えているため、重大事態化の防止に向けた取組へのご意見をいただきたい。

○弁護士が関わる調査事案は被害と加害が交錯していたり、保護者と学校の信頼関係が崩れてしまっているケースが多い。その中で、京都府ではいじめを早期に認知するということができてはいるが認知の後の事実をどうとらえるかという部分で課題を感じている。「事実の調査」については、双方から誘導のない形（司法面接などの形）で話を聞き、それを記録することが大事である。

○いじめについて、暴行・傷害・恐喝など犯罪にあたるような案件については対応がはっきりしている。しかし、いじめの数として一番多いのはそういった犯罪ではないものである。犯罪ではないいじめについては、実は加害者がいない場合というものもある。いじめられたことを訴えることは受け手の主観の問題であり、学校として被害者は同定しなければならない。学校や

教員がいじめの認知を躊躇するのには、「加害者を見つける必要がある」と考えることが挙げられるが、加害者がいなくてもいじめは成立することを現場で対応する教員が理解していく必要がある。

○子どもの訴えを逃してしまわないためには、チーム学校として組織的に対応することが重要である。

○事実とそれに対する評価や双方の感情については分けて考えることが大事である。また、事実を正確に聞き取るためには、誘導的ではなく、子どもたちの主体的な語りを受け止める必要がある。

○重大事態について考えると、国の調査では、重大事態の認定といじめの認知が同時だったケースが37.5%ある。4割近くが、いじめがあると思っていたが、もしくはあったかもしれないがいじめとして見ていなかったことがわかっている。

○いじめについては法の定義自体が非常に広範であるが、国のガイドラインでは、いじめと認知したうえで、指導においてはいじめという言葉を使わない場合もあってよいとされている。例えば、同級生に良かれと思って勉強を教えた結果、相手が実はいやだと感じていて、苦痛を訴えたという案件であれば、行為の対象となった人間が嫌な思いをしているということで、いじめとして認知されることになる。ただ、勉強を教えた側へのアプローチの仕方としては、いじめをしてはいけないという指導ではなく、「相手に同意を得たのか」という点から話をすることが重要である。悪意があるかどうかに関わらず、何らかの行為をする際に相手の同意を得ることは人間関係のあり方として必要であり、そうした指導をしていくことが大事である。

○認知したいじめへの対応において、常に組織的にチームを組むことは難しいが少なくとも一人で判断することは非常に危険であり、二人以上の複数体制で対応する必要がある。

○学校現場でよくある指導として、「自分が被害側の立場になって考えてみよう」というものがあるが、人によって受けとめ方は違うため、自分と相手は感覚が違うという認識をもって、自分はそうでなくとも、人によっては苦しい思いをしている場合があることをわからせていくことが重要である。

○重大事態については、令和6年8月に改訂されたガイドラインでも確定してからは被害・加害という言葉を使っているが、途中段階では、対象児童生徒・関係児童生徒という言い方をしている。

○重大事態の背景調査では、記録が残っていないことが非常に多い。いじめ案件に対応していくためには、可視化しなければ役割分担をしてどう動けばよいかわからない。また、議論するとき、集まっている情報が見える状態になっていなければ、雑談や情報共有だけで終わってしまう恐れがある。また、記録ではなく口頭でのやり取りになると、主観的な要素が出てきたり、お互いの動きが明確にわかっていたりしないなどの問題が出てくるため、まずは可視化することが必要である。その結果として記録が残る、と考えるべきであろう。

○司法面接についてはどの程度周知がされているのか伺いたい。

●小中学校・高等学校・特別支援学校すべてにおいて、京都府警との連携を取りながら司法面接についての管理職や生徒指導主任に対しての研修を行っている。今後も継続して研修等を行っていく必要性があり、それぞれで取り組んでいく予定である。

○論点としてまず 1 つは実態を把握することが重要である。

○いじめの認知については、法の趣旨をしっかりと理解し、目の前で起こっていることが、いじめに該当するのかそうでないのかを複数の教員で、検討することが必要である。

○事実関係の把握については、司法面接に代表されるように、聞き取りの対象に対して配慮した上で、事実を正確に把握できる聞き取りを行うこと。可能な限り SC や SSW 等ヒアリングに最適な専門家が組織的な判断のもとで聞き取りを行うこと。

○聞き取りの内容についても 5W1H をしっかりと押さえた聞き取りを行うことが必要である。これについては、教育委員会等が学校からの報告を受けた際など、日常的に指導をしていくことが必要である。

○いじめについて目指すことは、いじめ 0 ではなく、いじめ見逃し 0、重大事態化 0 であると考えている。そのためには、法の理解が必要である。また、それぞれの学校いじめ防止基本方針をしっかりと周知していくことも必要である。

○教職課程を取っている大学生でも、母校のいじめ防止基本方針を知っている者が 3 割から 4 割。読んだことがある者は 1 割に満たない状況がある。一般的に各校のいじめ防止基本方針は小学校 4 年生以上だったら十分読める内容であり、ぜひ各校のいじめ防止基本方針をいじめ防止の授業の中に組み込み、児童生徒と教員で読み合わせながら理解を深めることをしてほしい。

○学校によってはいじめ防止基本方針を 10 年間見直してないような学校もあるが、その辺りを子どもや保護者、地域の方々の声を聞きながら見直していくことが重要である。

○教員によっては自分の学校のいじめ防止対策組織のメンバーを知らないこともある。そのような状況では、実際にいじめに遭遇したときに、今後の対応の見通しなどについて子どもや保護者にも説明ができない。これらの基本的なことを押さえることは、直接的ではないが重大事態化を防ぐことにもつながる。

(2) いじめ重大事態について

※ 非公開

令和7年度京都府いじめ調査（1回目）の結果について

1 京都府いじめ調査の実施について（概要）

※別紙1のとおり

2 令和7年度いじめ調査（1回目）の結果について （小・中・義務教育学校、府立学校）

※別紙2のとおり

別紙 1

令和 7 年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校 1・2・3 年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 1 回目及び 2 回目調査は 3 の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。

(2) 1 回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて令和 8 年 1 月までに追跡調査を実施する。

(3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

(1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。)
未解消	○次の 3 区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。) 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に定める以下のいずれかの事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。) 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和 6 年 8 月改訂) ※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものととして、報告・調査等にあたること

(2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2 令和7年度いじめ調査(1回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1)対象児童生徒数等 (単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数		未調査者数	未調査者数	
				在籍者に占める割合	家庭訪問による調査(内数)		在籍者に占める割合	前年から連続して未調査の数(内数)
小学校	194	53,574	53,333	99.6%	84	241	0.4%	158
中学校	96	27,453	27,284	99.4%	288	169	0.6%	74
合計	290	81,027	80,617	99.5%	372	410	0.5%	232

(単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	161	28	69	21
無記名式	5	0	6	0
合計	166	28	75	21

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	小学校						中学校					
	認知	解消	未解消			重大事態	認知	解消	未解消			重大事態
			見守り	要支援	要指導				見守り	要支援	要指導	
府立	—	—	—	—	—	—	8	0	2	1	5	0
向日市	562	0	328	66	168	0	103	0	96	6	1	0
長岡京市	924	1	475	247	201	0	112	0	86	14	12	0
大山崎町	171	0	102	28	41	0	17	0	0	11	6	0
宇治市	890	0	654	189	47	0	88	2	44	19	23	0
城陽市	643	0	501	40	102	0	65	0	46	11	8	0
八幡市	452	0	245	52	155	0	37	1	23	1	12	0
京田辺市	514	7	414	19	74	0	41	0	12	17	12	0
木津川市	881	8	793	72	8	0	62	1	55	4	2	0
久御山町	86	0	52	33	1	0	11	0	3	3	5	0
井手町	53	4	49	0	0	0	4	0	4	0	0	0
宇治田原町	22	0	6	16	0	0	5	0	5	0	0	0
精華町	338	0	306	9	23	0	34	0	10	6	18	0
相楽東部	26	0	23	3	0	0	3	0	2	1	0	0
亀岡市	674	1	515	149	9	0	80	3	48	15	14	0
南丹市	68	0	22	23	23	0	32	0	32	0	0	0
京丹波町	105	0	96	8	1	0	26	1	24	1	0	0
綾部市	274	0	210	46	18	0	27	1	17	9	0	0
福知山市	574	2	322	108	142	0	61	0	54	7	0	0
舞鶴市	583	0	545	36	2	0	70	0	55	14	1	0
宮津市	103	0	64	34	5	0	24	0	13	8	3	0
京丹後市	320	2	237	33	48	0	49	0	41	2	6	0
伊根町	17	0	17	0	0	0	3	0	1	0	2	0
与謝野町	169	0	152	14	3	0	14	0	12	0	2	0
組合	—	—	—	—	—	—	8	0	7	1	0	0
合計(A)	8,449	25	6,128	1,225	1,071	0	984	9	692	151	132	0
R6/1回目(B)	8,971	34	6,542	1,143	1,252	0	899	4	636	146	113	0
(A)-(B)	▲ 522	▲ 9	▲ 414	82	▲ 181	0	85	5	56	5	19	0

		R7/1回目(C)	R6/1回目(D)	(C)-(D)
児童生徒1,000人当たりの認知件数	小学校	158.4	164.5	-6.1
	中学校	36.1	32.2	3.9

3 いじめの態様

態様	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	合計
小学校	4,712	1,538	2,203	968	177	489	1,188	188	473	11,936
中学校	660	111	187	82	7	42	75	56	73	1,293

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況

理由	小学	中学
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	14	30
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	21	25
フリースクール等の学校以外の施設に通所	190	104
病気・入院等により調査ができない。	2	2
その他	14	8
合計	241	169

令和7年度いじめ調査(1回目)の結果について(府立特別支援学校・高等学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	調査済		未調査		前回から連続して未調査の数(内数)
			在籍者に占める割合	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	在籍者に占める割合	
高校	27,969	27,889	99.7%	30	80	0.3%	0
特別支援	1,822	1,811	99.4%	14	11	0.6%	3
合計	29,791	29,700	99.7%	44	91	0.3%	3

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	41	5	11	1
無記名式	0	0	0	0
合計	41	5	11	1

2 認知件数及び解消・未解消件数 (単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態		認知	解消	未解消			重大事態
			見守り	要支援	要指導					見守り	要支援	要指導	
高校(全日制)	166	9	83	29	45	1	特別支援(C)	104	7	58	10	29	0
高校(定時制)	14	1	6	6	1	0	R6/1回目(D)	84	10	42	18	14	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	(C)-(D)	20	▲3	16	▲8	15	0
高校合計(A)	180	10	89	35	46	1							
R6/1回目(B)	210	12	90	61	47	1							
(A)-(B)	▲30	▲2	▲1	▲26	▲1	0							

児童生徒1,000人当たりの認知件数		R7/1回目(E)	R6/1回目(F)	(E)-(F)
		高校	6.5	7.4
特別支援学校		57.4	47.0	10.4

3 いじめの態様

(単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	113	23	12	3	5	10	9	16	12	203
高校(定時制)	9	2	1	1	0	0	0	1	0	14
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	122	25	13	4	5	10	9	17	12	217
特別支援学校	46	7	17	20	1	11	15	2	14	133

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	7	4	—	3
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	15	2	—	5
フリースクール等の学校以外の施設に通所	0	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	36	1	—	—
休学中、または休学の手続き中である。	3	1	—	—
施設に入所中である。	0	0	—	—
留学中である。	2	0	—	—
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	3	0	—	—
病気・入院等により調査ができない。	6	0	—	3
その他	—	—	—	—
合計	72	8	※	11

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(令和5年度2回目～7年度1回目まで)について

1 対象児童生徒数

学校種	令和7年度				令和6年度				令和5年度				
	1回目調査		2回目調査		1回目調査		2回目調査		1回目調査		2回目調査		
	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 前年から連続して未調査の内数	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 前年から連続して未調査の内数	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 前年から連続して未調査の内数	
小学校	194	53,574	53,333	84	241	158	201	194	54,777	54,544	79	233	103
中学校	96	27,453	27,284	288	169	74	113	96	28,043	27,881	254	162	66
高等学校	46	27,969	27,889	30	80	0	8	46	28,448	28,355	31	93	3
特別支援学校	12	1,822	1,811	14	11	3	3	12	1,802	1,788	2	14	3
計	348	110,818	110,317	416	501	235	325	348	113,070	112,228	552	535	175

2 認知・解消件数

学校種	令和7年度				令和6年度				令和5年度										
	1回目調査		2回目調査		1回目調査		2回目調査		1回目調査		2回目調査								
	認知件数	解消件数	見守り	未解消 要支援 要指導	重大事態	認知件数	解消件数	見守り	未解消 要支援 要指導	重大事態	認知件数	解消件数	見守り	未解消 要支援 要指導	重大事態				
小学校	8,449	25	6,128	1,225	1,071	0	7,615	123	5,399	1,031	1,062	0	8,971	34	6,542	1,143	1,252	0	
	158.4	0.3%				139.6	1.6%						164.5	0.4%					
中学校	984	9	692	151	132	0	899	4	529	116	117	0	833	58	535	141	99	0	
	36.1	0.9%				28.2	3.1%						29.3	7.0%					
高等学校	180	10	89	35	46	1	162	10	67	38	47	3	185	12	91	54	28	2	
	6.5	5.6%				5.8	6.2%						6.6	6.5%					
特別支援学校	104	7	58	10	29	0	84	10	42	18	14	0	71	7	42	11	11	0	
	57.4	6.7%				39.2	14.3%						41.0	9.9%					
計	9,717	51	6,967	1,421	1,278	1	8,633	167	6,033	1,195	1,238	3	10,164	60	7,310	1,368	1,426	1	
	88.1	0.5%				76.9	1.9%						90.3	0.6%					